

## 議案第43号

愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について

愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年9月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、コミュニティ・プラント整備事業に地方公営企業法の規定の一部を適用することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の  
条例

(愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年愛西市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「及び永和台排水処理施設」を「、永和台排水処理施設、東八幡町地域し尿処理施設、西八幡団地地域し尿処理施設及び諸桑団地地域し尿処理施設」に改め、同項第2号中「32ヘクタール」を「38ヘクタール」に改め、同項第3号中「3,750人」を「4,950人」に改め、同項第4号中「1,424立方メートル」を「1,909立方メートル」に改める。

(愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の設置に関する条例の廃止)

第2条 愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の設置に関する条例（平成17年愛西市条例第175号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。